

No.	資料	ページ	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	タイトル	質問内容	回答
104	様式集2-4	12						委任状(受任者)	代表企業が委任せず業務をする際は、提出は不要という認識でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
105	募集要項	4	7	1				整備等費用の負担に係る事項	設計・整備等に関する費用等、市の負担する費用支払時期はいつの予定でしょうか？	各個別契約において定めることとします。
106	募集要項	4	5					市との契約	市と事業者の締結する契約、並びに事業者の契約主体についてお示しください。	協力企業の考え方の(2)協力企業として、届出が必要な場合を参考にしてください。
107	要求水準	21	1	6				統括責任者	統括管理責任者は本施設に常駐できる者であること、また、原則変更しないこと、と記載されていますが、建設工事期間と維持管理運営期間はそれぞれ別の者を選任することでよい、との理解でよろしいでしょうか。	統括管理責任者は、業務期間にわたり1名配置とし、原則は変更できませんが、本業務を確実に、円滑に実施し、効果的な管理を行うため、やむを得ない場合は市との協議のうえ、変更は可能です。
108	要求水準							統括責任者	設計業務、工事監理業務、建設業務、運営及び維持管理業務に係る要求水準に、それぞれ統括管理責任者について記載がありますが、各業務で1名配置を求めているものではなく、いずれかの業務における個別業務の「総括責任者」の兼務を認められる、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	ページ	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	タイトル	質問内容	回答
109	要求水準	40	1	9				施設損傷	「経年経過、自然災害による施設、機器等の損傷（1件50万円以下）第三者による施設」及び「機器等の破損、損傷で相手方が特定できないもの（1件50万円以下）」は事業者負担となっていますが、1件当たりの金額のみのリスク分担とすると事業者の責任区分が実質無制限となるため、年度あたりの負担上限額を設定するなど、一定の制限を追加することをご検討願います。	事業者負担上限額を年度あたり、400万円とします。
110	要求水準	46	2	1	キ			減免	減免された利用料金は、別途市から事業者に対して補填されるとの理解でよろしいでしょうか。	宇部市体育施設条例に基づき指定管理者が利用料金を減免するものであり、市が減免された利用料金を補填するものではありません。
111	要求水準	49	2	2	工			修繕業務	本項に記載されている金額は税抜き金額との理解でよろしいでしょうか。 また、修繕費が700万円または提案金額を下回った場合は清算とありますが、上回った場合、精算や、翌年度以降に繰り越し等、事業期間全体を通じた協議・調整は可能との理解でよろしいでしょうか。	本項に記載されている金額は税込みです。 修繕費については、年間400万円に要求水準書を修正します。 事業者負担は、年間400万円または提案額の高い金額を上限額とし、上限額を上回る場合は市が負担します。 また、上限額を下回る場合は、精算ではなく、翌年度実施など、事業期間を通じた調整は可能です。
112	募集要項	13	9	4	⑩				・契約保証金の想定をご教示ください。（例：契約金額の100分の10以上など） ・履行保証保険にて対応は可能でしょうか。	ウェブサイトを追加した、「契約書(案)」を参考してください。
113	要求水準書	21	1	6					統括管理責任者を業務期間にわたり1名配置することとございますが、代表企業以外の構成企業及び 協力企業が担っても良いとの認識でよろしいでしょうか。	協力企業が統括管理責任者を担うことはできません。

No.	資料	ページ	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	タイトル	質問内容	回答
114	要求水準書	41	1	10					次回のネーミングライツは新施設供用開始予定の令和7年4月からを想定されておりますか。ご教示ください。	現在のところ、想定していません。
115	要求水準書	44	2	1	ア	②			<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は現行の条例に定める範囲内で設定する旨の記載がございますが、令和6年度の考え方をご教示ください。 ・令和7年度以降は事業者提案による設定額にて利用料金収入を算出するとの認識でよろしいでしょうか。 	令和6年度から、新施設の名称や位置などを宇部市体育施設条例や宇部市都市公園条例に定める予定です。新しい施設の利用料金は提案による設定を検討となりますが、その利用料金の上限設定には、議会の承認が必要になります。
116	要求水準書	54	2	3	イ	①			野球場内には宇部市体育協会様の事務所が設置されていると思いますが、今後の考え方をご教示ください。また、宇部市体育協会様が継続して使用する場合の光熱水費等の考え方をご教示ください。	野球場内には、指定管理者としての事務所であり、宇部市体育協会の事務所ではありません。
117	様式集	4	2	7	②				4Pに記載の様式7-1最大枚数が3枚となっておりますが、51Pの様式7-1の頁欄が1/1となっておりますが、最大3枚との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	資料16								<ul style="list-style-type: none"> ・運動公園内に設置されている自販機は事業者で提案できるとの認識でよろしいでしょうか。 ・使用目的の広告は現行の指定管理者が行政財産使用料を納付し、事業者から広告料を徴収しているとの認識でよろしいでしょうか。 	お見込みのとおりです。